

西条市農業委員会 令和元年度 第3回総会 議事録

1. 日 時 令和元年6月5日(水) 午後2時00分から午後3時10分
2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室
3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員29名
4. 農業委員 出席者 20名 欠席者 4名 出席率 83.33%
推進委員 出席者 23名 欠席者 6名 出席率 79.31%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	11番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	高橋 悟	12番	越智 兼正	21番 玉井 明
	2番	明比 典正	13番	山田 好一	22番 戸田 博明
	3番	徳増靖記	14番	村上 繁敏	23番 真鍋 美鈴
	4番	加藤 武司	16番	伊藤 健一	24番 高橋 忠親
	7番	西原 昇	17番	青野 武	
	9番	長谷川 孝師	19番	玉井 一男	
	10番	一色 司	20番	佐伯 祐介	

○欠席者氏名

5番	松本 義之	6番	白石利恵子	15番	山内 隆	18番	佐伯 賢造
----	-------	----	-------	-----	------	-----	-------

○推進委員出席者氏名

委 員	2番	石橋 和敏	12番	森田 忠茂	24番	石川 清幸
	3番	一色 達夫	13番	一色 和成	25番	渡部 靖
	4番	高橋 豊重	14番	稲井 重弘	26番	越智 勝邦
	6番	伊藤 龍二	15番	武田 義臣	27番	玉井 隆志
	7番	日野 哲也	16番	瀬良 隆彦	28番	桑原 俊樹
	9番	岡本 省三	17番	垂水 久明	29番	曾我 敏数
	10番	安藤 英利	21番	高橋 寿夫	30番	今井 文雄
	11番	栗田 房信	23番	永井 正幸		

○欠席者氏名

1番	渡辺 春正	5番	伊藤 正夫	8番	宮武 恭宏	19番	眞鍋 幸正
----	-------	----	-------	----	-------	-----	-------

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第4号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について
- 議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
- 議案第6号 平成30年度西条市農業委員会事業報告について
- 議案第7号 令和元年度西条市農業委員会事業計画（案）について
- 議案第8号 農地法第3条第2項第5号の規定による「別段の面積」の設定について
- 報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	日野徳久	東予分室長	松木淳
事務局次長	今宮雅子		
事務局副主査	渡邊龍也	事務局副主査	越智史郎

7. 議事内容

事務局	ただ今から、令和元年度 第3回西条市農業委員会 総会を開会いたします。
	皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。
	はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【会長挨拶】
事務局	ありがとうございました。それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。なお、農地法5条の関係で9ページ、差し替えをさせていただきますのでよろしく願いいたします。
	【会長、議長席に着く】
議 長	それでは、ただ今から、令和元年度 第3回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長

まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。

高橋 悟 委員、明比 典正 委員の両委員をお願いいたします。

なお、欠席届が農業委員の5番 松本義之 委員、6番 白石利恵子 委員、15番 山内隆 委員、18番 佐伯賢造 委員から出ております。

また、推進委員から1番 渡辺春正 委員、5番 伊藤正夫 委員、8番 宮武恭宏 委員、19番 眞鍋幸正 委員、20番 高橋正 委員、22番 佐伯美一 委員から出ておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席農業委員数は、20名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の 渡邊、越智の両君をお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法 第3条 関係

議長

議案書、3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局

事務局の今宮です。よろしく申し上げます。

失礼して、着座にてご説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

37号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

38号は、〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

39号は、〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

40号は、〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

41号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

42号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

43号は、〇〇氏が、〇〇氏から 贈与を受けようとする申請でございます。

以上、7件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 農地法第3条の申請について、以上7件、提案いたしますので、よろしくご審議願ひます。まず37号からご意見をお伺ひしたいと思ひますので、順次、お願ひいたします。

地区委員 37号、39号、いずれも問題ありません。
38号 問題ありません。
40号 問題ありません。
41号 問題ありません。
42号、43号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、以上、7件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

議 長 次に、6ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
7ページをお願いいたします。
5号は、〇〇氏が、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

申請地は、既に、住宅が建設されており、その、是正案件となっております。

申請者には、始末書を提出させた上で、今後、このようなことのないよう、指導を行っております。

以上、1件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上、1件であります、地元の委員からご意見等ございませんか。

地区委員 問題ございません。

議 長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、以上、1件を、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、8ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

39号は、有限会社 ○○ が、○○ 氏から、賃借権の設定を受け、露天貸駐車場に転用しようとする申請でございます。

40号は、有限会社 ○○ が、○○ 氏から、所有権移転を受け、宅地分譲をしようとする申請でございます。

申請地は、既に、土砂置場として使用されており、その是正を兼ねた案件となっております。

41号は、○○ 氏が、○○ 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

42号は、有限会社 ○○ が ○○ 氏 外1名から所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。

43号は、○○ 氏が、○○ 氏 外1名から 所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

44号は、株式会社 ○○ が、○○ 氏 外3名から、所有権移転を受け、宅地分譲をしようとする申請でございます。

45号は、○○ 氏が、○○ 氏 から、使用貸借権の設定を

受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

46号は、〇〇氏が、〇〇氏から、賃借権設定を受け、祭礼用倉庫と露天駐車を建設しようとする申請でございます。

なお、本件は〇〇自治会が本来譲受人となるべきところではありますが、同自治会は法人格のない団体（いわゆる認可地縁団体ではない団体）であるため、代表者である〇〇氏が譲受人となっております。

47号は、〇〇氏が、〇〇氏から 使用賃借権設定を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

48号は、〇〇株式会社が、〇〇氏から 所有権移転を受け、特定建築条件付き売買予定地に転用しようとする申請でございます。

49号・50号は、株式会社〇〇が、〇〇氏から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

51号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

52号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用賃借権設定を受け、敷地拡張をしようとする申請でございます。

53号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用賃借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

54号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用賃借権の設定を受け、車庫及び倉庫を建設しようとする申請でございます。

申請地は、既に、宅地として使用されておりその、是正を兼ねた案件となっております。

なお、是正案件である、2件の申請者には、始末書を提出させた上で、今後、このようなことのないよう、指導を行っております。

以上16件、ご審議よろしくお願いたします。

議長

以上、16件についてであります。ご意見・ご異議等ございませんか。

〇〇委員

議長、確認ですが、47号の宅地申請の件ですが、私が聞いたの

は1筆だけでしたが、2筆あるのはどういったことでしょうか。

議 長 事務局、説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。最初は1筆だけだったのですが、やはり足りないということで、2筆転用することになりました。

議 長 よろしいでしょうか。
それでは、39号から地元の委員さん、順次お願いいたします。

地区委員 39号、40号、41号問題ありません。
○○委員 42号、43号、44号、問題ないのですが、
42号について、「特定建築条件付き売買予定地」という、あまり聞きなれない言葉についての説明をお願いしたらと思います。

議 長 42号について、詳しく説明をということですので、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 ご説明いたします。「特定建築条件付き売買予定地」というのが、この3月末くらいに農水省で運用を改正して新たに認められた転用の目的ということになります。

これまで土地造成のみを目的とする農地転用については都市計画法に基づく用途地域内、線引き前で言いましたら市街化区域内に限って認められていたところであります。

「特定建築条件付き売買予定地」として認められるためには3つほど要件があります。資料としてお配りしている中に、日刊不動産経済通信の記事がありますので、これを見ていただいたらわかりやすいかと思います。

要は、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結して、その転用事業者か、その転用事業者が指定する建設業者と土地購入者がその土地に建設する住宅について、一定期間内に建築請負契約を締結することを約束すること、これがひとつめの条件です。

二つめとして、農地転用事業者か農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、もしその一定期間内に建築請負契約を締結できなかった場合は、その土地購入に関する契約、これが解除されることを当初の契約書に書いておくこと。三つめとして、この土地を販売することができなかった場合は、転用事業者が建売住宅を建設すること、この三つが条件となっております。第2種農地、および用途地域でない第3種農地において許可が認められるようにな

っております。

この案件につきましては、行政書士と意思の疎通がはかれていないところがあり、あとの〇〇の案件も同じ行政書士が担当しており、すべて、建築条件付きでやると私が勘違いしており、委員さんからの指摘で改めて確認したところ、〇〇に関しては建売住宅のやり方でやると言われていましたので、急遽、議案の差し替えをさせていただきました。両案件とも、書類に関しては軽微な補正は残っておりますが、概ね許可の要件を満たしていると考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 42号は2種農地になっているが、問題ないですか。3種じゃなくても大丈夫ですか。

事務局 ここは用途地域ではない、2種農地です。

議 長 先ほどの説明で、よろしいか。

〇〇委員 はい。

議 長 それでは続きまして、45号から。

地区委員 45号、問題ありません。
46号、問題ありません。
47号、問題ありません。
48号、問題ありません。
49号、50号、51号、問題ありません。
52号、問題ありません。
53号、問題ありません。
54号、問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、16件を、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

転用事業計画変更関係

- 議 長 次に、13ページ、議案第4号、農地法第5条にかかる転用事業計画変更に対する意見の決定について を議題といたします。
議案内容を、事務局から説明いたします。
- 事務局 それでは、ご説明させていただきます。
14ページをお願いいたします。
2号は、株式会社 ○○ が、○○ 氏から、所有権移転を受けて建売住宅を建設するものとして
平成30年9月の総会にてご審議いただき、進達・許可された案件でございますが、各区画の敷地面積を見直し、当初計画の6棟から5棟に事業内容を変更するものでございます。
以上、1件、ご審議よろしくをお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。以上、1件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。
- 地区委員 2号問題ありません。
- 議 長 他に、ご意見・ご異議ございませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、以上1件を、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。
- 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
- 議 長 次に、15ページ、議案第5号、農用地利用集積計画について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。
- 事務局 それでは、ご説明させていただきます。
件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。
詳細につきましては、議案書18ページから、72ページとなっ

ております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、338件、面積は、100万5422.93㎡となっております。

また、所有権移転は、9件、面積は、21,198.00㎡となっております。以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。以上、事務局が説明した内容でございますが、よろしくご審議お願いいたします。
ご意見・ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので以上を、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

事業報告・事業計画関係

議長 次に、議案書その2、2ページ、議案第6号、平成30年度西条市農業委員会事業報告について、内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、「平成30年度西条市農業委員会事業報告について」概要を簡単に説明させていただきます。

総会議案書 その2 3ページをお願いします。

第1 全体事業概要です。

30年度は 組織活動体制の整備を進めるとともに、総会を始めとする、各種会議を開催し、議案の審議はもとより、諸問題への迅速な協議・対応を行うなど、農業委員会の円滑な運営に努めました。

また、視察、研修により委員相互の連携と協調をはかり、相互研鑽と資質の向上に努めました。

第2 会議に関する事項につきましては、昨年度開催した、総会、全員協議会、役員会、研修等の内容をまとめたものでございます。次に5ページをお願いします。第3の遊休農地対策ですが、1,802筆、157haを対象に、農地パトロールを実施し、約10.4haの改善が見られました。

第4 農地法等の申請による新規就農の面接につきましては、5件実施いたしました。委員の皆様におかれましては、新規就農者へ

の、農業指導、育成等、今後ともよろしく願っていたと思います。

第5 和解の仲介は、ございませんでした。

続きまして7ページ、事務処理状況でございます。

農地法第3条の権利の移転関係からでございますが、365筆、約30.7haの権利移動が行われました。

次に8ページ、農地法第4条、5条の転用の関係でございます。

4条が30件 約1.2ha、5条が196件 約21.2haとなっております。

目的別の転用状況は、4の表のとおりとなっております、4条5条合わせまして、226件、約22.5haの転用がなされております。

次に、9ページでございます。第2 利用権設定等の状況ですが、新規契約と更新された件数、面積それぞれ合わせまして、1,986件、約668haとなっております。

次に、第3 認定農業者ですが、個人503名、共同体10団体、法人78法人、計591経営体が認定農業者となっております。

続きまして 第4の農業者年金に関する事項でございますが、受給者数が483名、待機者数が49名となっております。10ページから11ページは、農業委員会関連の1年間の会議等の状況等を記載しておりますので、お目通しいただけたらと思います。

続きまして、12ページ 平成30年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてご説明いたします。

先ほどの事業報告と説明が重なるところがございますので異なるところのみを抜粋し、説明してさせていただきます。

12ページについては昨年度末の農業委員会の状況でございます。

13ページ、担い手への農地の利用集積・集約化について でございます。

1の現状でございますが、これまでの集積面積2,736ha、集積率は、47.4パーセントとなっております。

2の目標面積は、市の農業経営基盤促進に関する基本構想を参考にしており、2,698haの集積実績となっております。

3の目標の達成に向けた活動ですが 農地の意向確認調査を踏まえ、利用集積に向けた掘り起こしやあっせん活動に努めてきたところでございます。

次に、14ページ、新規参入の促進でございます。

2の参入実績ですが、5経営体、2.8ヘクタールとなっております。

3の目標達成に向けた活動の中にもありますように、農業関係団体による農家相談会や、遊休農地の情報の周知などを行っております。 続きまして、15ページ、遊休農地に関する措置

でございます。

1の現状でございますが、遊休農地面積は95ha、率にしまして、1.6haとなっております。

次に、16ページ、違反転用の現状につきましては1.47haとなっております。

続きまして18ページ3 農地所有適格法人でございます。農地法6条により、農業生産法人は、毎年「事業の実施状況、決算状況などを農業委員会に報告しなければならない。」と定められております。

本市の農地所有適格法人は、現在、51法人となっております。

次に、4、情報の提供についてですが、賃借料情報については市ホームページや事務局窓口にて公表しております。

また、調査対象における件数は、利用権設定の賃貸借契約を参考にしております。

農家台帳上の整備につきましては、異動のあったものを中心に随時手入れを行っております。

なお、12ページから19ページまでの点検・評価につきましては、公表が義務付けられておりますので、本会でご承認いただけましたら、市HPにて、公表させていただきたいと考えております。

よろしく願いいたします。以上、簡単ではございますが、

平成30年度西条市農業委員会事業報告についての説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。

ただ今、平成30年度の事業報告がございましたが、これについて、ご意見等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

議長 異議なしということで、以上1件を原案どおり承認いたします。

令和元年度事業計画の案について

議長 次に、議案書その2、20ページ、議案第7号、令和元年度西条市農業委員会事業計画（案）について、内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

21ページをお願いします。令和元年度事業計画案でございます。

重点事項等、要点を抜粋してご説明させていただきます。
1の基本方針ですが、本文、2行目から記載しておりますが、今年度も、3つの柱をもとに取り組んでまいります。

ひとつめは、担い手への農地の集積、集約化、二つ目は遊休農地の発生防止、三つ目は 新規就農者の育成確保となっております。

2の重点課題ですが、

(1)「農地中間管理事業の5年後見直し」を踏まえた、農業委員会組織体制の整備・強化に、取り組んでまいりたいと考えております。

(3)の農地の集積と担い手確保・育成の推進、

(4)の農地利用の最適化に向けた取り組みの指導については、農業委員、関係各所との連携を一層密にし、取り組んでまいりたいと考えております。

(5)は、すでに取り組んでいただいております、1・1・1運動への取組みでございます。

23ページをお願いいたします。

こちらが西条市の推進要領でございます。市の要領は、県推進要領を基に、作成しております。特に、

2 運動の目標の本文、3行目以降でございます。

本市では、地域ぐるみで活動されているところも多いため、本来の目標である、1人、1年、1筆以上に加え、地域で取組むことを想定した、1地区、1年、地区内委員人数以上の目標での実施でも、差し支えないことになっております。

なお、活動記録記載の際は、個人の記録として配分し、記載いただきますようお願いいたします。

続きまして、4の推進期間でございます。

30年度、令和元年度の2ヶ年とさせていただきます。

24ページに移りまして、(1)意向調査の実施でございます。

ア、でございますが、本市では、独自に、農地バンク事業を行っておりますので、毎年実施している農地パトロールと、農地バンク事業を併せて活用し、遊休農地所等の所有者の意向把握に努めるとともに、イ、の、人・農地プラン所管課と連携を密にし、地域の実情把握に努めることとしております。

続きまして、6の留意事項でございます。

委員の皆様には、お配りしております活動記録簿に活動内容等を記載していただき、ご提出をお願いします。

記載内容につきましては、座談会への参加、マッチングの仲介、斡旋、農家の方々からの相談受付等どのようなことでも構いません。県や農業会議から本運動の実績を求められることが十分考えられま

すので、記録をお願いいたします。

なお、提出は年1～2回程度を予定しており、来年の活動記録表をお渡しする予定の来年1月総会時には、必ず提出をお願いしたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

以上で、西条市農地利用最適化推進1・1・1運動推進要領の説明を終わらせていただきます。

それでは、21ページに戻っていただきますようお願いいたします。

2 重点課題、(10)の農業委員会だよりの発行については、今後も検討、協議を行ってまいりたいと思います。

3の農業委員会の活動方針及び事業内容は、昨年と同様ですので、後ほどお目通しいただけたらと思います。

続きまして25ページ、令和元年度の農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてご説明いたします。

こちらにつきましては、毎年度計画を立て、それを評価して、また次年度の計画を作成という流れになっております。

なお、本会におきましては、目標部分のみの説明とさせていただきます。

25ページは、令和元年度の農業委員会の現状となっております。

後ほどご確認いただけたらと思います。

続きまして、26ページをお願いします。

二つ目の表、2、集積の目標面積ですが、

農地等の利用の最適化の推進に関する指針を基に、年間60haの目標を上乗せした、2,689haとしております。

一番下の表、新規参入の目標は、昨年度と同数の、4経営体、5haとしております。

次に27ページをお願いします。

二つ目の表、2の遊休農地解消の目標面積ですが、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を基に、年間10haの解消を目標としております。

遊休農地調査の方法は、基本的には前年度と同様で、前年度の資料を基に、違反転用への対応も兼ねまして、農地パトロールを実施したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

遊休農地調査後の利用意向調査については、所有者に対し、貸す意志があるかどうかを確認し、貸し付け可能な農地については、あっせんや利用関係の調整が行われるよう支援するために、担い手、もしくは中間管理機構、集落法人等へ情報提供いたしたいと考えております。

最後になりますが、28ページに、今年度の事業計画の予定を記載しております。ご確認ください。なお、25ページから27ページ

までの活動計画案につきましては、先ほどの点検・評価と同様に公表が義務付けられておりますので、本会でご承認いただけましたら、案の文字を削除した後、市HPにて、公表させていただきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。以上 簡単ではございますが、令和元年度事業計画案についての説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局のほうから令和元年度事業計画案についての大まかな説明がありましたが、今年度につきましては、重点課題でもありますように、このほど「農地中間管理事業の5年後見直し」のなかで、農業委員会事業における「人・農地プラン」への関与が必須業務になりましたので、今まで以上に 農業委員さん、推進委員さんにつきましては地域のアドバイザー役として借り手、貸し手への仲介役を兼ねまして、密に話に入っていたきたいということでございます。なかなか今まで以上に大変な仕事になろうかと思いますが、国の流れでございますので、今以上に皆さんにご協力をお願いしたいと思っております。

そのような中で、今年度はただ今報告がありましたような事業計画案で進めさせていただきたいと思っておりますが、これについて、みなさん方から、ご意見等いただきたいと思います。何かご意見・ご異議等ございませんでしょうか。それから、10番目に、この前から何回か農業委員会だよりについて協議してまいりましたが、できればこの事業年度中に1回出してみたらどうかという意見もございませぬので、そういった方向で今回進んでいきたいと考えております。また、その詳細につきましては皆さんの意見を頂戴しながら発行に向けて準備して行きたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ご意見等ございませんか。

〇〇推進委員 重点課題のところ、3項目の、集積と担い手確保・育成の推進とは具体的にどのようなことをするのですか。

議長 地域によって、個人の認定農家、法人によったら認定を取っている法人、タイプとしては2種類あると思うが、地域によって集落営農を立ち上げられている法人と各集落の中で、個人で法人になられている組織があろうかと思いますが、具体的に、ここに書いている担い手の確保というのは、一つは、新たな認定農家を作っていたかなければいけないことあろうかと思いますが、今でも認定取っ

ていない農家もある、その中で、できれば認定を取ってもらうように勧める、これも JA とか、県の普及所管内でも相談窓口もありますけど、この前に、「人・農地プラン」の中で、この集落はこの人たちに任せるといふ名簿がたぶん作成できていると思います。そういった地域の中で、農地をできたらその人に預けていくというスタンスになろうかと考えています。

人・農地プランの計画がメインとなっていく、これも隔年の見直しと、2年に1回の新たに更新していく地域もありますけど、要は登録された人に農地を集積していくというような感じです。

〇〇推進委員 なかなかそういう人材が地域にいない。働いている人が多く、なかなか農業をやろうという人がいない。私も営農組織を預かっているが、後を継いでくれる人がなかなかいない、そのようなこともあって、具体的な取り組み方を書いていないと言葉だけではわかりづらい。

議 長 具体的などいっても、面積要件とかですか。
曾我さんが言われるように、地域によって農業自体の内容が違うので、地域で、自分たちの農地をどのように守るかという話し合いはたぶんあるのでは。

〇〇推進委員 ありますけど、地域といっても、「人・農地プラン」といっても、我々の地域は我々の組織一つしかないので、個人で認定を取ってやっている人は別として、毎年毎年、1町、2町、3町と増えていく中で、とてもじゃないが守り切れない、整備できてないし、悩みながらやっている。そこを何とかしていかないとと思ってやっているが、なかなか人がいない。

議 長 地区外からの参入は難しいですか。

〇〇推進委員 農大生とかを研修などで受け入れて、というような話もしているが、なかなか前向いていく話はないので、具体的な取り組みを考えていかなければいけない。

議 長 この会の中で、具体的にできる内容があれば、その都度また上げていきたいと思いますが、これも地域的なこともありますので、今の意見としてはこれで調整させていただきたいと思います。

議 長 他にございませんか。

- 〇〇推進委員 総会資料の27ページ、遊休農地に関する指針というところの項目ですが、去年の資料と比べてみますと、遊休農地の面積が31年度157ha、これが昨年度は95haです。プラス62haになっていて、由々しき問題だなと思います。具体的に遊休農地が増えた場所、そういうところを事務局としてどう把握されているのか、分かればご開示いただければと思います。
- 議 長 今の意見について、事務局的に、どこかわかりますか。
- 事務局 現段階で、地区別に新規発生箇所は載せてありますが、集計していないので、直ちに集計して報告したいと思います。
- 議 長 次回の総会で報告できるようにお願いします。
- 〇〇推進委員 具体的に私たちの活動として、新規の遊休農地化されたところがどこあたりに発生したのかというのを把握して、そこを地区の委員さんや推進委員さんが重点的にケアしていくということの具体的な取り組みが必要であるのではないかとということで問題提起させていただきました。
- 議 長 農地パトロールまでに、そこら明記できるようにしますので。かまいませんか。
- 〇〇推進委員 はい。
- 議 長 他にございませんか。
- 曾我推進委員 報酬の関係ですが、議案書にないということは、令和元年度は見直しが無いということですか。
- 事務局 市の方で決定することで、農業委員会としての取り組みで決定できる範囲ではございません。よって議案書の方にはあげておりません。
- 議 長 この件については何かの形で協議させてもらいたいと思います。普通の会議と違って、ぱっと上がるようなことではございませんので検討させていただきたいと思います。
他にございませんか

委員一同 異議なし。

議長 なければ、以上、事務局が報告しました内容で事業を進めてかまいませんでしょうか

委員一同 はい。異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしということですので原案どおり承認いたします。

別段の面積の設定について

議長 73ページ、議案第8号、別段の面積の設定について を議題といたします。内容を事務局が説明いたします。

事務局 議案第8号 農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定めようとする「別段の面積」の設定についてご説明いたします。

農地の権利取得における下限面積につきましては、法定の面積として、北海道を除く都府県では50アールとされており、地域の実情に応じて農業委員会の判断で引き下げることが可能となっております。

この「別段の面積」は、農地法施行規則第17条第1項第3号により、設定区域内においてその定めようとする面積未滿の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであること。」との規定されております。

本市では、平成27年度に別段面積を「西条市全域で40アール」と設定しておりますが、農地法第30条の規定による利用状況調査に基づき「別段の面積」の設定および修正の必要性について、ご審議をお願いするものです。

お手元の資料（令和元年度 別段の面積の基準（農地法施行規則第17条））をご覧ください。

この資料は、農家基本台帳を基に経営耕地面積ごとに分類した農家数等に補正を加えたものです。具体的には、右から3列目の補正値の欄ですが、以前の農業委員の選挙資格が経営耕地面積10a以上であったことから、それを踏襲し、別段の面積10a（0.1ha未滿）の農地面積に該当する農家戸数は、農家基本台帳の5,313戸に対して0戸としております。

次に、農林業センサスにおいて調査対象となる露地野菜作付面積は15a以上でありますので、別段の面積20a(0.1haから0.2ha未満)の農地面積に該当する農家戸数は、農家基本台帳の1,978戸に対し、その2分の1に補正し、989戸としております。

以上のような補正を行った結果、「別段の面積」が40aでは、農地を耕作する戸数が全体戸数の41.1%を占めており、農地法施行規則第17条第1項第3号で規定する「おおむね40%」に該当することから、引き続き、西条市全域で別段面積を40aに設定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

議長 先ほどの説明で、別段の面積について、従来どおり西条市の場合には4反ということで設定しておりますが、これでかまいませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしということでありますので、原案通り承認することといたします。

報告承認案件

議長 それでは最後に、報告承認案件について、事務局から報告を願います。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。
令和元年5月16日から、令和元年6月15日までの
受付期間中に、農地法第18条第6項、
解約通知 を 15件、
現況証明願い を 1件、
それぞれ受理いたしております。ご了承をお願いいたします。

議長 ただ今、報告・承認案件について事務局より報告がありましたが、これに対して、何かご意見・ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 はい。無いようでございますので、以上で、報告・承認案件を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。この際、他に何かご意見等ございましたらお受けいたしますが、ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして本日の総会を閉じます。慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	平成30年度西条市農業委員会事業報告について	原案承認
議案第7号	令和元年度西条市農業委員会事業計画（案）について	原案承認
議案第8号	農地法第3条第2号第5号の規定による「別段の面積」の設定について	原案承認

9. 閉会の日時

令和元年6月5日 午後3時10分